

## 諮問第 29 号の諮問趣旨について

### (諮問事項)

環境基本法第 16 条第 2 項において都道府県知事が行うと定める類型を当てはめる水域の指定に関する事務は、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の規定による公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項に該当する。このため、東京都環境基本条例第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）別表 2（生活環境の保全に関する環境基準）の 1 の（1）アに係る類型を当てはめる水域の指定及び指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

### (諮問理由)

東京都は、諮問事項に関して、平成 9 年に未指定水域の類型指定及び既指定水域の類型指定の見直しを行った。

その後、多摩地域における下水道の整備が進み、平成 26 年度末には都内における汚水処理人口普及率が 99.7%に達した。また、隣接県における下水道の整備等により、隣接県から都内に流入する汚濁負荷が減少してきた。

これらの影響により、都内の河川の水質改善が進み、類型が現状に合わない水域が増加してきたことから、全面的な見直しの検討が必要となった。

### (水域類型の見直し等にあたっての考え方)

#### 1 指定すべき類型

「利用目的から判断される類型」と「現状水質に対応する類型」のうち、上位の類型（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

#### 2 現状水質の判断基準

生物化学的酸素要求量（BOD）を基本に検討し、他の項目は必要に応じ考慮（中央環境審議会資料）

#### 3 環境基準の達成期間

各水系の状況や目標達成のための施策を考慮して設定（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

### (検討対象)

既存指定の全水域＋未指定 3 水系（新規指定を想定して水質測定を実施してきた水域）